



令和4年7月22日

「せたがや Pay」による消費喚起策の拡充について

世田谷区は、世田谷区商店街振興組合連合会と協力して行う「せたがや Pay」を活用した消費喚起策の予算を拡充し、ポイント還元率30%、総額9億円規模で実施します。

1 消費喚起策の予算拡充

世田谷区は、物価上昇により減退している消費を喚起し事業者の売上回復と生活支援を図るため、世田谷区商店街振興組合連合会を支援し、同会が運営する電子決済「せたがや Pay」を活用して決済額に応じて消費者にポイントを還元する事業を予定している。このたび発表された東京都の補助金（生活応援事業：電子決済のポイント還元事業に対する補助金）を活用し、予算規模、還元率、実施期間を拡充して実施する。

<拡充前>

- (1) 内容 「せたがや Pay」取扱店舗（中小個店）での決済額の20%還元
- (2) 予算 1億円
- (3) 期間 令和4年7月～9月、10月～12月



<拡充後>

- (1) 内容 「せたがや Pay」取扱店舗（中小個店）での決済額の30%還元
- (2) 予算 9億円
- (3) 期間 令和4年7月22日～令和5年1月31日
- (4) 上限 ①7月22日～10月31日：一人上限30,000ポイント
②11月1日～1月31日：一人上限40,000ポイント



◎問合せ先 商業課 03-3411-6652